

**女性活躍促進・男性の育児休業取得促進・多様な性の理解促進事業  
業務委託 仕様書**

## **第1章 総則**

### **1 業務の名称**

女性活躍促進・男性の育児休業取得促進・多様な性の理解促進事業業務

### **2 業務の目的**

本業務は、企業における女性活躍促進や男性の育児休業取得促進、多様な性の理解促進に係る啓発を一体的に実施し、性別に関わらず、誰もが個性と能力を發揮することができる、働きやすい職場環境づくりを促進することを目的とする。

### **3 業務の概要**

中小企業における女性活躍に対する理解を深め、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定などを促進するための啓発事業や、企業における男性の育児休業取得や家庭参画を促進するための啓発事業、多様な性への理解を促進するための啓発事業を実施する。

#### **(1) 中小企業における女性活躍促進事業**

- ア 中小企業経営者等向けデジタル版啓発パンフレットの作成・配信
- イ 中小企業経営者等向け啓発セミナーの実施
- ウ 出前啓発セミナーの実施
- エ 社会保険労務士の派遣による一般事業主行動計画策定支援

#### **(2) 企業における男性の育児休業取得促進事業**

- ア 企業経営者等向けデジタル版啓発パンフレットの作成・配信
- イ 企業経営者等向け啓発セミナーの実施
- ウ 男性従業員向け啓発講座の実施

#### **(3) 企業における多様な性の理解促進事業**

- ア 企業経営者等向けデジタル版啓発パンフレットの作成・配信
- イ 企業経営者等向け啓発セミナーの実施

### **4 事業実施の背景**

事業実施にあたっては、本市が提供する「第5次宇都宮市男女共同参画行動計画」や「宇都宮市令和3年度男女共同参画に関する事業所意識調査報告書」を参照すること。

### **5 業務の期間**

本業務の期間は、契約締結の日から令和7年3月31日（月）までとする。

## 第2章 共通仕様

### 1 適用の範囲

本業務の遂行にあたり、受託者は本仕様書に定める事項を遵守するものとする。  
なお、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に明記なき事項であっても、本業務遂行上必要と思われる事項については、本市と受託者の協議により決定する。

### 2 業務内容

本業務の内容は、第3章特記仕様によるものとする。

### 3 業務担当者及び業務管理

- (1) 受託者は、業務主任担当者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、相当な技術を要する事業については、経験を有する業務担当者を配置するなど確実な事業実施を図るものとする。
- (2) 業務監督者は業務全般に渡り、技術的管理を行うものとする。
- (3) 受託者は、常に本市との連絡を密にするとともに、十分な協議のもとで業務の円滑な遂行を図るものとする。

### 4 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めない事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

### 5 関係法令等

受託者は、本業務の遂行に当たっては、本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守するものとする。

### 6 機密の保持

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知りえた事項について、第三者に漏らしてはならない。また、業務完了後においても同様とする。
- (2) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理、または、情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。本業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び宇都宮市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第31号）に基づき、適切に取り扱うものとする。
- (3) 受託者は、本市の承諾なく、成果品（未完成の成果品を含む。）を他人に閲覧、複写または譲渡してはならない。

## 7 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本市が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。ただし、本市が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- (3) 本市は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

## 8 地域経済貢献

本市が指定した主たる部分に該当しない業務を第三者に委任し、請け負わせようとするときは、地域経済の振興や本市内業者育成の観点から、できる限り本市内に本店を有する業者（以下「市内業者」という。）から選定するよう努めるものとする。

市内業者に発注するときは、業務の内容及び見積金額における市内業者への発注金額の割合等を企画提案内容に盛り込むものとする。各業務において、市内居住者を雇用する場合、人数及び賃金等を企画提案内容に記入すること。

## 9 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等は原則として受託者が行うものとするが、本市から貸与を受けた資料については、そのリストを本市に提出し、業務完了とともに返却すること。

なお、本市から返却の要求があった場合は、速やかに返却すること。

## 10 提出書類

受託者は、業務の着手および完了に当たっては、契約書に定めるもののほか、下記の書類を提出し、本市の承認を受けるものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、本市の承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手時
  - ①業務行程表
  - ②業務主任担当者等届
  - ③事業実施計画書
  - ④課税事業者届出書
- (2) 業務完了時
  - ①業務完了届
  - ②成果品納品書
- (3) その他業務遂行上必要とされる書類

## 11 関係機関との協議

本業務の遂行上必要な関係機関との協議については、受託者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

## 1 2 打合せ

受託者は、業務着手前など本市と認識の統一を図る必要がある場面において、必要に応じて行うものとする。

## 1 3 検査及び業務の完了

- (1) 受託者は、業務完了後速やかに成果品及び業務完了届を提出し、本市の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の承認を持って業務の完了とする。なお、成果品に不備または不合格な点が発見された場合は、受託者は速やかにこれを訂正しなければならない。

## 1 4 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 実施報告書 5部
- (2) オンライン録画配信用動画データ（MP4形式） 一式  
※ 実施した啓発セミナー，講座全て  
※ 配布後に残った部数を成果品として納品する。
- (3) 女性活躍促進啓発パンフレット，男性の育児休業取得促進啓発パンフレット，多様な性の理解促進啓発パンフレット（アウトライン後のデータのほか，アウトライン前のデータ及びアウトライン前のデータをPDFに変換したデータ） 一式

## 1 5 その他

- (1) 業務の遂行に当たり使用する関係資料及びデータ等については、可能な限り最新のものを使用するとともに、出典・年月等を明記することとする。
- (2) 各種資料や成果品の作成に当たっては、Microsoft社のWord、Excelあるいはこれらと互換性のあるものを使用することとする。

## 第3章 特記仕様

### 1 業務内容

- ・ 誰もが働きやすい職場環境づくりの促進を図るため、以下の中小企業における女性活躍促進、企業における男性の育児休業取得促進及び企業における多様な性の理解促進事業について、企画・運営・募集等一切の業務を行うこと。
- ・ 本事業は、「地域女性活躍推進交付金」及び「地域少子化対策重点推進交付金」の補助対象事業であるため、「地域女性活躍推進交付金交付要綱」及び「令和6年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱」等に沿った業務を行うこと。

#### (1) 中小企業における女性活躍促進事業

##### ア 中小企業経営者等向けデジタル版啓発パンフレットの作成・配信

###### ① 内容

本市が作成した下記パンフレットについて、各種データや企業の取組、本市の取組等を最新情報に更新の上、デジタル版パンフレットとして作成し周知すること。

###### 【令和元年度作成】

- ・ 計画策定支援パンフレット「みんなが働きやすい社会に」

###### 【令和5年度作成】

- ・ 「女性活躍推進で輝く企業に」

###### ② 作成期限

イ「中小企業経営者等向けセミナー」やウ「出前啓発セミナー」の実施前まで

###### ③ 周知方法

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務の100人以下の中小企業に広く周知できるよう、配信先や配信方法を提案すること。

##### イ 中小企業経営者等向け啓発セミナーの実施

###### ① 内容

- ・ 女性活躍促進や一般事業主行動計画策定の必要性、メリット、取組事例の紹介、取組の実施に向けた具体的な手法や手順など、取組を促進する内容を提案すること。
- ・ また、「ア」のデジタル版啓発パンフレットを活用すること。

###### ② 対象

従業員100人以下の市内中小企業経営者等

###### ③ 開催手法

オンラインにより実施

###### ④ 回数

1回以上

###### ⑤ 時間

1回につき1時間30分程度

###### ⑥ 参加企業数

50社程度を確保すること。

⑦ 広報及び参加者の募集

より多くの企業に参加してもらえるよう周知及び募集方法を提案すること。

⑧ その他留意事項

- ・ 事業の実施に当たっては、経営者等が理解しやすく、取組を促す内容とすること。
- ・ 後日、市ホームページにおいて、セミナーをオンデマンド配信するため、録画すること。
- ・ 事業を円滑に実施できるよう、事業実施の当日は、進行役やオンライン操作のサポートなど、適切な人員を配置すること。
- ・ 事業内容を把握するため写真撮影や録画の記録等を適宜行うこと。

## ウ 出前啓発セミナーの実施

① 内容

女性活躍促進や一般事業主行動計画策定の必要性、メリット、取組事例の紹介、取組の実施に向けた具体的な手法や手順など中小企業の取組を促進するセミナー内容を提案すること。

② 対象

市内業種別団体や市内工業団地

③ 回数

5回以上提案すること

④ 時間

原則1回につき1時間30分程度。ただし、業種別団体や工業団地の会議等の中で実施する場合には、それ以外も可とする。

⑤ 参加企業数

原則1回につき20社程度を確保すること。ただし、業種別団体や工業団地の会議等の中で実施する場合には、それ以外の時間でも可とする。

⑥ 広報及び参加者の募集

より多くの企業に参加してもらえるよう周知及び募集方法を提案すること。

⑦ その他留意事項

- ・ 事業の実施に当たっては、参加者が理解しやすく、取組を促す内容とすること。
- ・ 後日、市ホームページにおいて、セミナーをオンデマンド配信するため、録画すること。
- ・ 事業を円滑に実施できるよう、事業実施の当日は、進行役やオンライン操作のサポートなど、適切な人員を配置すること。
- ・ 事業内容を把握するため写真撮影や録画の記録等を適宜行うこと。

## エ 社会保険労務士の派遣による一般事業主行動計画策定支援

① 内容

行動計画を策定しようとする事業者に対し、社会保険労務士を派遣し、行動計画の策定を支援するもの

② 対象

行動計画未策定の従業員100人以下の市内企業

③ 回数

20回以上を提案すること

④ 広報及び参加者の募集

より多くの企業の策定を支援できるよう周知及び募集方法を提案すること。

(2) 企業における男性の育児休業取得促進事業

ア 企業経営者等向けデジタル版啓発パンフレットの作成・配信

① 内容

本市が作成した下記パンフレットについて、各種データや企業の取組、本市の取組等を最新情報に更新の上、デジタル版パンフレットとして作成し周知すること。

【令和4年度作成】

- ・ 企業経営者等向け「男性の育休推進ガイド」（基礎編）
- ・ 男性従業員向け「男性の育休取得ガイド」

【令和5年度作成】

- ・ 企業経営者等向け「男性の育休取得推進ガイド」（事例紹介編）

② 作成期限

イ「企業経営者等向けセミナー」の実施前まで

③ 周知方法

より多くの企業に周知できるよう、配信先や配信方法を提案すること。

イ 企業経営者等向け啓発セミナーの実施

① 内容

- ・ 男性の育児休業取得促進に向けた具体的な取組手法や好事例の紹介など、取組を促進する内容を提案すること。
- ・ また、「ア」の企業経営者等向けパンフレットを活用すること。

② 対象

市内企業経営者等

③ 開催手法

オンラインにより実施

④ 回数

1回以上

⑤ 時間

1回につき1時間30分程度

⑥ 参加企業数

50社程度を確保すること。

⑦ 広報及び参加者の募集

より多くの企業に参加してもらえるよう周知及び募集方法を提案すること。

⑧ その他留意事項

- ・ 事業の実施に当たっては、経営者等が理解しやすく、取組を促す内容とすること。
- ・ 後日、市ホームページにおいて、セミナーをオンデマンド配信するため、録画すること。
- ・ 事業を円滑に実施できるよう、事業実施の当日は、進行役やオンライン操作のサポートなど、適切な人員を配置すること。
- ・ 事業内容を把握するため写真撮影や録画の記録等を適宜行うこと。

## ウ 男性従業員向け啓発講座の実施

### ① 内容

男性の育児参加の重要性やメリット、育休中のタイムマネジメントを学ぶ講座、また、家事・育児などのスキルを身に付ける体験型の講座を提案すること。

### ② 対象

幼い子を持つ父親や、将来、父親となることを希望する男性（妻の参加も可）

### ③ 回数

3回以上（講義形式1回以上、体験形式2回以上）

### ④ 時間

1回につき2時間程度

### ⑤ 参加者数

各回10名程度を確保すること。

### ⑥ 広報及び参加者の募集

より多くの男性従業員に参加してもらえるよう周知及び募集方法を提案すること。

### ⑦ その他留意事項

- ・ 事業の実施に当たっては、男性従業員が理解しやすく、家庭参画を促す内容とすること。
- ・ 参集式、オンラインのハイブリッド型等、より効果の高い手法を提案するとともに、会場については、より多くの集客が見込める会場を提案すること。また、後日、市ホームページにおいて、講座をオンデマンド配信するため、録画すること。
- ・ 事業を円滑に実施できるよう、事業実施の当日は、進行役やオンライン操作のサポートなど、適切な人員を配置すること。
- ・ 事業内容を把握するため写真撮影や録画の記録等を適宜行うこと。
- ・ 夫婦でも参加可能にするため、託児できるようにすること。

## (3) 企業における多様な性の理解促進事業

### ア 企業経営者等向けデジタル版啓発パンフレットの作成・配信

#### ① 内容

本市が作成した下記パンフレットについて、各種データや企業の取組、本市の取組等を最新情報に更新の上、デジタル版パンフレットとして作成



し周知すること。

<令和4年度作成>

- ・ L G B T Qへの理解を深める企業向けパンフレット【基礎編】

<令和5年度作成>

- ・ 多様な性の理解に向けて～多様な性を尊重し、誰もが活躍できる職場づくりの推進～【事例紹介編】

② 作成期限

イ「企業向け啓発セミナー」実施前まで

③ 周知方法

- ・ より多くの企業に配布できるよう、配信先や配信方法を提案すること。

## イ 企業経営者等向け啓発セミナーの実施

当セミナーについては、(1)または、(2)の各セミナーと一体的に行うこと。

① 内容

- ・ 多様な性に関する基礎知識の習得や好事例の紹介、性別に関わらず働きやすい職場環境づくりに向けた取組方法など、取組を促進する内容を提案すること。
- ・ また、「ア」の企業経営者等向けパンフレットを活用すること。

② その他留意事項

- ・ 事業の実施に当たっては、経営者が理解しやすく、取組を促す内容とすること。

## (4) 効果の検証

各講座、セミナーについて、今後の事業実施の参考とするため、参加者に対してアンケート等を実施し、受講後の意識の変化等について集計・分析を行うこと。

## (5) 本市事業等の周知

- ・ 業務の実施にあたり、企業に対し、本市の「きらり大賞」などの女性活躍促進やワーク・ライフ・バランスの推進に関連する事業を周知すること。
- ・ 各セミナー等の実施にあたり、「イクボス宣言」を周知し、宣言を呼びかけること。

## 2 独自の提案

上記「1 業務内容」のほか、本業務の目的達成により効果的であると考えられるものについては、企画提案上限額の範囲内で独自に提案すること。

## 3 その他、留意事項

- (1) 経費については、会場使用料、交通費、通信費、広告料、謝金、印刷製本など一切の費用を含めて見積もること。

- (2) 動画配信のための録画に当たっては、参加者や団体の顔写真や名称等、事前に本人等から了承を得るなど、個人情報の取扱いに十分に留意しながら業務を進めること。
- (3) 本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。）については、本市に帰属するものとする。
- (4) 本業務の実施による成果物は、写真、音楽等の著作権上の権利関係の処理を済ませたうえで納品する。また、それらに関する紛争が生じた場合は、提案者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わないものとする。
- (5) 本仕様書に明記していない事項や、本仕様書内容に疑義が生じた場合、あるいは業務に関し、事故・問題等が生じた場合は、速やかに本市に報告し、協議すること。
- (6) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とすること。
- (7) 受託者は、必要に応じて感染症対策を行うこと。
- (8) 受託者は、天災その他受託者の責めによらない事由により業務の履行が困難と考えられる場合は、本市と協議の上対応すること。